

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東浜町1番地の1

名 称 株式会社 ジオレ・ジャパン

代 表 者 代表取締役 柴垣 雄一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和 美



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 6 月 29 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 7 年 6 月 28 日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管を含む。）

取扱産業廃棄物の種類

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず、⑪鋳さい、⑫工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、⑬ばいじん、⑭政令第2条第13号廃棄物

以上14種類（④⑩⑫は、石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市東浜町1番地の1	
面積	86.9㎡	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(*)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず(*)、鋳さい、がれき類(*)、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物 (*は、石綿含有産業廃棄物を含む。)	374.8㎡	屋内保管

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
(2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
(3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 6 月 29 日 新規許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。